

○旭川市民生委員の定数を定める条例

平成27年3月25日条例第17号

**改正**

平成28年3月25日条例第27号

平成31年3月22日条例第13号

旭川市民生委員の定数を定める条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数を定めるものとする。

(民生委員の定数)

**第2条** 民生委員の定数は、782人とする。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月25日条例第27号）

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

**附 則**（平成31年3月22日条例第13号）

この条例は、平成31年12月1日から施行する。